

## 平成 31 年第 2 回九戸村農業委員会会議

### 議 事 録

下記のとおり、平成 31 年第 2 回九戸村農業委員会会議を招集した。

1 招集の日時 平成 31 年 2 月 20 日 午前 11 時 00 分～

1 招集の場所 九戸村役場 3 階 第 2 会議室

1 出席委員数 10 名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 5 名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

15 番 推進委員 小井田 重 雄

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

事務局長補佐 浅 水 涉

主任 大 崎 篤 史

提出議案

- 報告第 1 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」
- 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
- 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
- 議案第 3 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」
- 議案第 4 号 「非農地判断について」

<p>議長</p>	<p>開会 午前 11 時 00 分～</p> <p>ただ今から平成 31 年第 2 回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数 10 名中 10 名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、小井田推進委員からは所用のため欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に 3 番高倉委員と 4 番城戸委員を、書記には事務局の大崎主任を指名致します。</p> <p>それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
<p>局長補佐 議長</p>	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>報告第 1 号に説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
<p>局長補佐 議長</p>	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第 1 号に説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>3 番 局長補佐</p>	<p>譲渡人と譲受人の関係は、どのような関係になっているのか。</p> <p>詳しくは調べていませんでしたが、家が近いので親戚だとは思いますが。何親等までの関係かまでは分かりません。おじいちゃんが兄弟とかそういう関係だと思えます。</p>
<p>2 番 局長補佐</p>	<p>1 番の案件ですが、●●●●●●●●の畑ですが、どのあたりになりますか。</p> <p>●●●●●●●●の隣になりますが、●●さんの農地脇を上がって行って三角の畑があって田があるのですが、その並びの土地になります。</p>
<p>議長</p>	<p>他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

<p>局長補佐 議長 14 番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第 2 号の説明が終わりました。現地確認につきましては、七戸委員と大崎推進委員にお願いしています。確認結果についてご報告願います。</p> <p>本日 9 時から、申請地であります●●●●●●●●●●隣地の現地確認をして参りました。所有者である●●さん、七戸委員と私、事務局の浅水さん、大崎さんの 5 名で行いました。案件については 1 月の農振の案件のときにも現地は見ているものとなりますが、●●●●●●●●の増築ということです。こちら辺り帯は真ん中に●●川が通っていて、それで区切られたような地域です。転用する場所は耕している田んぼより低い法のところなので周囲の営農に支障がないと思います。なお、申請者ですが、自治会ということだと法人でもないし、自治会長が 1 年交代する部落で現在の会長の●●●●さんも来月で任期が終了して新しい人が会長になるということなので、地権者でもあり●●に住んでいる自治会の一員の●●さんが自治会から頼まれて申請するということでした。よって、特に問題はないと思います。</p> <p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 2 号は、原案のとおり意見なしと決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。この案件については平中委員の案件がありますので、先に進めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(平中委員 退席)</p> <p>平中委員の案件の説明願います。</p>
<p>局長補佐 議長</p> <p>3 番 局長補佐 議長</p>	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>3 番、4 番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>再設定となっておりますが、前回、前々回は、いつからの賃貸借、使用貸借ですか。前は円滑化事業で 6 年契約でした。</p> <p>他ございませんか。</p>
<p>局長補佐 議長</p>	<p style="text-align: center;">(なし)</p> <p style="text-align: center;">(平中委員 着席)</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>1 番、2 番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ござ</p>

<p>14 番 局長補佐 14 番 局長補佐 14 番 局長補佐 議長</p>	<p>いませんか。 ●●さんは初めて農業をやる人ですか。 そうです。 色々な野菜を付けると？ 作ってみたいということです。 年齢は？ ●歳です。 他ございませんか。</p>
	<p>(なし) ないようですので、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議案第 3 号は、原案のとおり承認されました。 つづきまして、議案第 4 号「非農地判断について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
<p>局長補佐 議長</p>	<p>【議案書を読み上げて説明】 議案第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問。ご意見ございませんか。</p>
<p>3 番 局長補佐</p>	<p>課税額はいつから変わりますか。 今回非農地判断して税務会計課のほうに通知して、税務会計課のほうで現地調査して変えることとなりますので、来年の 1 月 1 日以降の課税から変わります。</p>
<p>議長 局長補佐</p>	<p>本人が地目を変えなければ非農地判定しても畑は畑のままだよな。 登記所の地目は本人が申請しないと変わりませんが、非農地判断したことによって</p>
	<p>税務担当に通知すると、税務で非農地判断された農地の現地確認をして、課税台帳の台帳地目と課税（現況）地目があり、原野等と書いて課税する形ですので、その時点で変わります。現況地目が変わったから登記簿が変わるわけではないです。なので、今回決まった事を本人に通知しますので、その通知書を持って地目の変更登記を行ってもらうこととなります。</p>
<p>3 番 局長補佐 議長</p>	<p>やらなければならないでしょ？ やらないといけないので、指導助言の通知と一緒に送ります。 今現在だと税務課が見るわけでしょ？税金が元々安いけど、更に下がるかもしれないけど、そのへんが絡んで地主は変えないんだろうなって。</p>
<p>局長補佐 14 番</p>	<p>お金のメリットからしたらそうなりますが。 登記簿が畑でも税率は違うというのはあるよね。</p>
<p>局長補佐 7 番 局長補佐</p>	<p>あります。 税率はどのくらい違うの？ 率は 1. 4 % で変わりませんが、評価額が全く違います。宅地が 1 とすれば、10 分の 1 が畑、その 10 分の 1 が山という感じです。原野になれば宅地の 100 分の 1 とかという感じです。ただ雑種地の場合は、宅地並み課税と原野・山林並み課税の幅で課税</p>

議長	<p>するので、田を放っておいて非農地判定された途端に駐車場のようによったから原野と同じだろうとはならないです。宅地と同じように見られる可能性があります。</p> <p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第4号「非農地判断について」は原案とおり決定する事にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定されました</p> <p>本日の議案は以上です。</p> <p>これを持ちまして、平成31年度第2回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p> <p>閉会日時 平成31年2月20日 午前11時35分終了</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------